

非核の政府を 求める大阪の会

非核の政府を求める大阪の会 豊島 達哉
 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第3ビル 210号)
 TEL.06 (6765) 3032 FAX.06 (6765) 3033
 URL・https://hikaku-osaka.jp/
 行 E-mail・hikakuosaka@hotmail.com
 hikaku-osaka1986@kind.ocn.ne.jp

第200号 2020年11月1日 **ニュース**

75年に及ぶヒバクシャの宿願 (90日後に発効=2021.1.22)

核兵器禁止条約、成立!

65年間の原水爆禁止運動(世界大会)の大いなる成果



▲和田被団協事務局次長と国連幹部 (2017.7)

2017年7月7日に国連で成立した「核兵器禁止条約」が、2020年10月24日、中米のホンジュラスが批准し3年に及ぶ国際的な運動の結果、50か国となり正式に国際法として成立しました。来年1月22日に発効することになります。

今回の核兵器禁止条約を作らせた力は何であつたのであろうか。

それは「草の根の力」が一つ。ヒバクシャを先頭に原水爆禁止運動が①核戦争阻止②核兵器廃絶③被爆者援護・連帯を終始訴え続けて来た草の根の力です。その根幹は核兵器の非人道性であり、人類と核兵器は共存できないという世論を国内外につくってきたことです。

二つは非核保有国の積極的な働きかけです。1970年に発効したNPT条約の不平等性は解消されず、それ故にNPT条約に加盟しない国々が生まれ、条約の第6条、核保有国の「核軍縮努力」義務の怠慢への怒り、その非核保有国と「草の根の運動」との連携強化(日本原水協が2000年国連NGOに認証)が国際世論を高揚させることになりました。

国の相対的地位の低下)などがあげられます。**核兵器禁止条約のポイントは何でしょう。**

①条約が発効すると「核兵器は違法」が国際ルールとなります。核兵器をない世界への重要な一歩となります。②条約に加わらない核保有国に対しても、核兵器の使用をやめ、廃棄を求める法的根拠となります。

③条約に加入した非保有国へ、核兵器の持ち込みや配備、威嚇ができなくなり(核抑止の違法化)。(富田宏治氏 講演資料より)

三つは核保有国の国内での反対運動、保有の根拠としていた「核抑止力」論がテロ対策には何ら役に立たないこと、さらに「国家の安全保障」より、「人間の安全保障」こそ重要であることの認識が多数の国家で共有されたこと、何よりも国連の民主性(加盟国は小さな国でも一票、核保有

【批准国】ガイアナ、タイ、バチカン、メキシコ、キューバ、パレスチナ、ベネズエラ、パラオ、オーストリア、ベトナム、コスタリカ、ニカラグア、ウルグアイ、ニュージーランド、※クック諸島、ガンビア、サモア、サンマリノ、ヴァヌアツ、セントルシア、エルサルバドル、南アフリカ、パナマ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ポリビア、カザフスタン、エクアドル、バングラデシュ、キリバス、ラオス、モルディブ、トリニダード・トバゴ、ドミニカ、アンティグア・バーブーダ、パラグアイ、ナミビア、ベリーズ、レソト、フィジー、ボツワナ、アイルランド、ナイジェリア、ニウエ、セントクリストファー・ネイビス、マルタ、マレーシア、ツバル、ジャマイカ、ナウル、ホンジュラス (50か国)

- 【非核五項目】
- ① 全人類共通の緊急課題として核戦争防止、核兵器廃絶の実現を求め
 - ② 国是とされる非核三原則を厳守する
 - ③ 日本の核戦場化へのすべての措置を阻止する
 - ④ 国家補償による被爆者援護法を制定する
 - ⑤ 原水爆禁止世界大会のこれまで強化するにもとづいて国際連帯を

戦争

第6回戦跡ウォーク

開催

の傷跡巡り

できました。次に空襲の弾痕残る民家を案内されましたが、数年前に取り壊され、新築民家が建っていました。貴重な戦跡が消えていく事態に遭遇し、無念でなりませんでした。

例年春秋2回開催の戦跡ウォークが今年は、コロナ禍で、春企画を断念し、9月19日に大阪市福島区を巡ねました。21名の参加で内4名が初参加でした。森田敏彦氏(元高校教師・文学博士)のガイドで日露戦争から第2次世界大戦に纏わる当時の国内や国際情勢の下で福島区界限における人々の暮らし、労働者たちの闘いの痕跡、米軍艦載機による機銃爆撃の弾痕跡、戦意高揚碑や空襲犠牲者記念碑等を巡りました。先ず訪れた所は、戦前の暗黒の時代に先駆的労働組合運動の拠点として発足した「日本労働組合評議会」発祥の事務所跡地でしたが、当時は路地裏の長屋の中に位置していたそうで、面影を垣間見ることが



区内の神社2カ所も巡りました。野田恵比須神社には「明治三十七・八年戦捷記念碑」、海老江八坂神社には「明治三十七・八年戦没記念碑」満州事变出征軍人碑」が建立されていました。当時は日露戦争とは言わず明治三十七・八年戦争と言っていたとのこと。国

民に戦意高揚を煽り軍霊するため、地元住民たちが建立した慰霊碑の前に立つと戦争に対する住民たちの真の思いを察することができました。最後に訪れたJR高架下の壁面に無数に残る機銃爆撃による弾痕。背筋がゾクッとしました。75年前の痕跡ですが、何ら説明を記した銘板もなく、このままだと、いずれ所有者のJRによつて消え去られてしまふのではないかと危惧した次第です。



民に戦意高揚を煽り軍

霊するため、地元住民



1986年11月1日創刊

非核の政府を求める大阪の会ニュース

創刊号 1986年11月1日創刊 (毎月1回)

非核の政府を求める大阪の会

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 会館ビル3F303号室
 電話 03-5561-3131
 郵便番号 100-0001

「非核の政府を求める大阪の会」結成

55団体、455人が参加・賛同
設立趣意書、運営要綱を採択

大阪府民へのよびかけ

1986年11月1日創刊

創刊号 1986年11月1日創刊 (毎月1回)

非核の政府を求める大阪の会

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 会館ビル3F303号室
 電話 03-5561-3131
 郵便番号 100-0001

非核の政府を求める大阪の会機関紙

今月号で **200** 号 発行達成!

1986年11月1日に発行した当会の機関紙が、今月号で記念すべき200号となりました。左記に掲載した「創刊号」は、当会が結成したことをお知らせするニュースを特集しています。亀田得治先生、黒田了一先生や北尻得五郎先生が訴えてきた核兵器廃絶、この記念すべき200号で「核兵器禁止条約」が成立し、発効する事態にまで国際政治を草の根の力で動かしてきたことをお知らせできることは当会としては望外の喜びです。そして先達の方々が求めた「非核の政府」=核兵器禁止条約を署名・批准する政府を今こそ、求めていく運動が必要となってきました。会員の皆様のご支援・ご協力をお願いするとともに一層の役に立つ紙面づくりに力をつくしてまいります。

「核兵器禁止条約」が成立し、90日後に発効する事態になった今日、唯一の戦争被爆国である日本の政府がかたくなに拒否しつづけています。日本国憲法前文に「日本国民は、恒久の平和を念願し、国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と宣言しているにもかかわらず、現在、世界に「不名誉」な政府として認識されています。

この意見広告ポスターは、会員のみなさんのお子さん、お孫さんに協力をお願いして完成したものです。2021年からの非核の政府を求める運動、日本政府に核兵器禁止条約に参加していくよう求める運動に大いに活用をしていただきたいと思います。

募集要項は下記に記述しています。ご協力をお願いします。

日本は、ただちに核兵器禁止条約に署名を！



今年の非核の意見広告「ポスター」の図案が完成しました！

非核大阪の会意見広告ポスター

【募集要項】

- 団体：一口3,000円
- 個人：一口1,000円
- 締め切り：11月末日



※完成予定は12月中旬、配布は年末から年始にかけてです。2021年の非核・平和を求める運動にお役立てください。

お問い合わせ先、申し込みは
非核の政府を求める大阪の会まで
TEL06-6765-3032
FAX06-6765-3033

【非核平和のとくみお知らせ】

- ◇非核の会近畿交流会（大阪主催）
日時：12月12日（土）午後1時～5時
場所：大阪グリーン会館ホール
（大阪メトロ谷町線「南森町」下車）
第1部 近畿各府県の活動交流
第2部 講演会 講師 西谷文和さん
（当会常任世話人）
- ◇2020年日本平和大会（オンライン）
日時：11月21日（土）
全体集会 10:00～12:00
特別集会 14:00～16:00
場所：大阪平和委員会事務所（視聴）
※自宅で視聴したい方は大阪平和委員会に申し込んでください。（☎06-6765-2840）

いまだに続く被爆の苦しみ ヒバクシャにも

冷たい日本の政府

モア・ヒバクシャ近畿
10月23日、ノー
傍聴して

近畿訴訟
高裁弁論を
傍聴して



訴訟の控訴審の弁論を傍聴しました。
2歳7か月の時、長崎で被爆された原告のOさんが、被爆後の体調不良や自身が味わった苦勞について意見陳述、その後、弁護士が、パワーポイントを用いて、長崎原爆の真相を「原爆投下から、きのこ雲の下で何が起こったのか」を分かりやすく弁論しました。また、もう一人の原告Yさんについては、Yさんが亡くなられているため、弁護士が意見を陳述を行いました。こ

の高裁の裁判は1月23日に大阪地裁で不当な判決を下したのを控訴したものです。高裁の裁判官が、地裁の不当判決を覆し、被爆者に寄り添い、被爆者の長年の苦勞が少しでも報われる審判で、一日も早くすべての訴訟を勝利で終わらせたいと感じた傍聴でした。終了後の報告集会は、中央公会堂小会議室に移動して行われました。次回裁判は2021年1月26日です。傍聴参加をお願いします。（事務局傍聴記）

核兵器の禁止に関する条約(前文)

このファイルは当会が富田宏治先生のご協力のもとで作製したものです。お求めの方は当会事務局に申し込んでください。

この条約の締約国は、
国際連合憲章の目的と原則の実現に寄与することを決意し、

いかなる核兵器の使用からも帰結するであろう破滅的な人道的結末を深く懸念し、いかなる状況下においても核兵器が決して二度と使用されないことを保証するために残された唯一の方法として、こうした兵器の完全廃絶が必要であるとの結論を認識し、

偶発的なものであれ、誤算によるものであれ、もしくは故意によるものであれ、いかなる核兵器の爆発によるものも含め、核兵器が存在し続けることによって引き起こされる危険に留意し、これらの危険が全人類の安全保障に関わり、すべての国がいかなる核兵器使用をも防止する責任を共有することを強調し、

核兵器の破滅的帰結は、適切に対処し得ないものであり、国境を越えること、人類の生存、環境、社会経済的発展、世界経済、食料安全保障、現在及び将来の世代の健康に深刻な影響を引き起こし、電離放射線の帰結も含め、妊婦の健康と女子に対する過剰な影響をもたらすことを認識し、

核軍縮・廃絶への倫理的命題と、国家安全保障と集団安全保障の双方の利益に資する最上位の全地球的な公共善である核兵器のない世界の達成及び維持の緊急性を認識し、

核兵器使用の被害者(ヒバクシャ)と核実験の影響を被った被災者の受け入れがたい苦難と被害に留意し、

核兵器活動の先住民に対する過剰な影響に留意し、

すべての国がいかなる時においても、国際人道法及び国際人権法を含む適用可能な国際法を遵守する必要があることを再認識し、

国際人道法の原則と規則、とりわけ、武力紛争の紛争当事者が戦闘の方法又は手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、区別と無差別攻撃の禁止についての規則、攻撃の均衡性と急迫性についての規則、過度な傷害又は無用の苦痛を引き起こす性質を持つ兵器の使用を禁止する規則及び自然環境保護のための規則に立脚し、

核兵器のいかなる使用も、武力紛争に適用される国際法の規則、とりわけ人道法の原則と規則に反するであろうことを考慮し、

核兵器のいかなる使用も人道の原則及び公的良心の命ずるところに相反するものであろうことを再確認し、

国際連合憲章に従って、いかなる国の領土保全又は政治的独立に反するものであれ、もしくは国際連合の目的と一致しない他のいかなる方法によるものであれ、国はその国際関係において武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならないこと、国際の平和及び安全の確立及び維持は世界の人的及び経済的資源の軍備への転用を最少限にすることで促進されるべきであることを想起し、

1946年1月24日に採択された国際連合総会第1号決議と核兵器廃絶を求めるその後の決議をも想起し、

核軍縮・廃絶の進展の緩慢さ、軍事上及び安全保障上の概念、教義及び政策における核兵器への継続的な依存、核兵器の生産、維持及び近代化のための計画への経済的及び人的資源の浪費を憂慮し、

核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的で、検証可能で、かつ透明性のある廃絶を含む、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意し、

厳格かつ効果的な国際的管理の下での全般的かつ完全な軍縮への効果的な前進の達成をめざして行動することを決意し、

厳格かつ効果的な国際管理の下での全面的な核軍縮・廃絶へとつながる交渉を誠実に実行しかつ完結させる義務が存在することを再確認し、

核軍縮・廃絶及び核不拡散体制の礎石として機能している核不拡散条約の十分かつ効果的な実施は、国際の平和及び安全の促進においてきわめて重要な役割を有していることを再確認し、

包括的核実験禁止条約とその検証体制の、核軍縮・廃絶及び核不拡散体制の中核的要素としての、決定的重要性を認識し、

当該地域の諸国間で自由に締結された取極を基礎として、国際的に承認された非核兵器地帯を確立することは、全世界と地域の平和及び安全を強化し、核不拡散体制を強めて、核軍縮・廃絶という目標の達成に寄与するという確信を再確認し、

この条約のいかなる規定も、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を差別なく発展させる締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼさないと解されるべきであることを強調し、

女性及び男性の双方による平等で十分かつ効果的な参加が、持続可能な平和及び安全の促進及び達成にとって不可欠な要素であることを認識し、核軍縮・廃絶への女性の効果的参加を支援しかつ強化することを約束し、

あらゆる面における平和軍縮教育、及び核兵器が現在及び将来の世代にもたらす危険及び帰結についての意識の高揚の重要性をも認識し、この条約の原則及び規範の普及を約束し、

核兵器の完全廃絶の要求によって証明された人道性の原則を促進することにおける公的良心の役割を強調し、国際連合、国際赤十字及び赤新月運動、その他の国際地域組織、非政府組織、宗教指導者、議員、学術研究者、及びヒバクシャがこの目的のために果たしている努力を認め、
以下のように合意した

2017年7月7日

関西学院大学教授 富田宏治 訳